

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言御報告申し上げます。

去る10月27日から11月2日までの7日間、神谷議長をはじめ県議会の代表とともに友好交流先でありますアメリカ合衆国のインディアナ州並びに南加栃木県人会が創立20周年を迎えるカリフォルニア州ロサンゼルス市を訪問いたしました。

インディアナ州では、ダニエルズ知事と親しく会談を行い、同州民から寄せられた東日本大震災の被災者支援義援金「とちまる募金」に対して、栃木県民を代表して御礼を申し上げるとともに、「栃木安全宣言パネル」をお渡しし、本県の安全性を訴え、同州内での風評被害払拭に向けた本県の観光PRを要請いたしました。

また、昨年ノーベル化学賞を受賞された根岸英一特別教授をはじめ多数のノーベル賞受賞者を輩出しているインディアナ州立パデュー大学を訪問し、大学間交流の促進により科学技術分野での本県とインディアナ州の発展を目指すため、「栃木県とパデュー大学との間における同意書」を取り交わしました。

さらに、ロサンゼルス市では、南加栃木県人会創立20周年記念式典に出席いたしました。遠くふるさと栃木への強い思いを持ちつつ活躍されている県人会の皆様と接し、勤勉な県民性を改めて強く感じたところでもあります。式典におきましては、義援金に対する感謝を申し上げますとともに、安全安心で元気な栃木県をアメリカ合衆国においても力強く発信していただけるよう、お願いをいたしました。

今後とも、これまで培ってきました友好関係を活かした観光交流や

教育分野における人的交流などを促進し、本県の更なる発展に資するよう努めて参りたいと考えております。

次に、去る11月5日から8日までの4日間、県内21市町におきまして第24回全国スポーツ・レクリエーション祭「スポレク“エコとちぎ”2011」を開催いたしました。

全国から1万1千人の選手をお迎えいただきましたが、各会場では、競技関係者、ボランティア、地元県民が一体となって交流の輪を拡げ、震災をものともしない元気なとちぎの姿を大いにアピールすることができました。

また、祭典前夜祭として開催いたしました「とちぎ元気グルメ選手権」につきましても大盛況であり、栃木の食の安全性とその魅力を全国に発信することができたものと考えております。

改めまして、開催に御尽力を賜りました多くの皆様に感謝を申し上げます。

なお、この「スポレク“エコとちぎ”2011」のナビゲーターを務めた「とちまるくん」を、スポレク祭閉会后に「栃木県元気ニコニコ係リーダー」に任命したところであり、今後は本県のマスコットキャラクターとして大いに活躍してもらおうこととしております。

次に、いちごの新品種開発についてであります。

いちごにつきましては、とちおとめに続く品種の開発が期待されてきたところではありますが、この度、農業試験場いちご研究所において、果実が極めて大きく、外観や食味に優れた新品種を開発し、「栃木i27号」として、農林水産省に品種登録を出願いたしました。

3年後の本格出荷に向けて、栽培技術の確立や品種の特性を活かした販売方法の検討などに取り組み、「いちご王国とちぎ」の座を揺るぎないものとして参ります。

次に、東日本大震災からの復興推進についてであります。

震災発生から8か月余を経過し、県内におきましては地震による直接的な被害からの復旧について目処が立ちつつあり、また、国においても平成23年度第3次補正予算が成立するなど、復旧から復興への道筋が具体化しようとしております。

県といたしましては、今後の復興推進により一層きめ細かな対応を図るため、栃木県東日本大震災復興推進基金を設置することとし、今定例会での条例制定及び予算措置をお願いしております。

当基金につきましては、去る10月7日に県市長会、町村会、市議会議長会、町村議会議長会と連名で、神谷県議会議長とともに実施した「東日本大震災からの復興推進に関する要望」に対し、国が措置することとした特別交付税をその財源として積み立てることにより設置を予定しているものであります。

基金の規模は40億円とし、県民生活の安定や、経済、産業活力の回復、災害に強い地域づくりのために県が直接行う事業に充てるほか、県内の全市町に配分した上で、地域の実情に合わせた復興施策に役立てていただく考えであります。

一方、福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害につきましては、未だ収束の見通しが不明確であるばかりか、放射性物質による汚染の影響が、今なお県民に様々な損害を生じさせ、不安を引き起こしてお

ります。

そこで、観光分野におきましては、風評被害の払拭を推進するとともに、「観光立県とちぎ」をより確かなものにするため、行政、観光関係団体や交通事業者はもとより、商工関係団体、農業関係団体、金融機関などが一致協力し、オール栃木の体制で取り組むことが必要であると考え、「栃木県観光振興・復興県民会議」の設立を呼びかけているところであります。

県政にとりまして、原子力災害への的確な対応を図り、将来に向けた安心を確保することは現下の最優先の課題でありますことから、引き続き全力を挙げて取り組んで参ります。

なお、来る平成24年1月1日には、放射性物質汚染対処特別措置法が全面施行されますことから、同法に基づく除染を始めとする原子力災害対策に関する全庁調整等を行わせるため、明日、12月1日付けで、県民生活部消防防災課危機管理・災害対策室内に「原子力災害対策チーム」を設置することといたしました。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算2件、条例8件、その他の議案18件の計28件であります。このほか報告1件であります。

まず、第1号議案の一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、東日本大震災からの復興に向け、東日本大震災復興推進基金の造成等を行うとともに、台風15号等により被害を受けた河川等の早期復旧及び国の交付金を活用した地域医療の再生等に、適切に対処することとして編成したところであります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、140億456万円となり、既計上予算と合わせた予算総額は、8,111億5,995万円となります。この財源といたしましては、国庫支出金、地方交付税、県債等を充てることといたしました。

第2号議案の流域下水道事業特別会計補正予算は、放射性物質を含む下水汚泥の処分に要する経費について補正するものであります。

第3号議案は、栃木県東日本大震災復興推進基金を設置することについて、新たに条例を制定するものであります。

第4号議案は、知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村に移譲するため、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正するものであります。

第5号議案は、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の制定に伴い、食品衛生法施行条例の一部を改正するものであります。

第6号議案は、道路占用料の徴収区分及び額を改定するため、栃木県道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。

第7号議案は、公営住宅法の一部改正に伴い、栃木県公営住宅条例の一部を改正するものであります。

第8号議案は、栃木県立なす風土記の丘資料館湯津上館を廃止するため、栃木県風土記の丘資料館条例の一部を改正するものであります。

第9号議案は、栃木県教育委員会委員廣瀬隆人氏の任期が来る12月14日に満了いたしますので、同氏を再任することについて、議会の同意を求めるものであります。

第10号議案は、栃木県収用委員会委員阪口勉氏、鵜巢隆美氏及び森田信征氏の任期が来る12月24日に満了いたしますので、阪口勉氏及び森田信征氏を再任し、鵜巢隆美氏の後任として橋本良男氏を任命することについて、それぞれ議会の同意を求めるものであります。

第11号議案及び第12号議案は、当せん金付証票の発売について、それぞれ議決を求めるものであります。

第13号議案は県有財産の譲与について、第14号議案は県有財産の取得について、それぞれ議決を求めるものであります。

第15号議案及び第16号議案は、県の行う建設事業に対し市町村が負担する金額の変更について、それぞれ議決を求めるものであります。

第17号議案及び第18号議案は、工事請負契約の締結について、それぞれ議決を求めるものであります。

第19号議案から第25号議案までの7件は、公の施設に係る指定管理者の指定について、それぞれ議決を求めるものであります。

第26号議案は、栃木県土地開発公社の定款の変更について議決を求めるものであります。

第27号議案及び第28号議案は、去る10月24日付けの人事委員会勧告等に基づき、職員の給与に関する条例など給与に関連する条例の一部を改正するものであります。

報告第1号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。